

日行連発第1147号
平成30年12月20日

各 単 位 会 長 様

日本行政書士会連合会
会長 遠田 和夫
許認可業務部
部長 矢野 浩司

国土利用計画法に基づく事後届出制の周知徹底等について（周知）

標記の件について、国土交通省より、添付のとおり周知依頼がありましたので、お知らせいたします。

本件については、会員サイトにて周知いたしますが、各単位会におかれましても、会員への周知等にご協力くださるようお願いいたします。

【別添】

- ・ 国土利用計画法に基づく事後届出制の周知徹底等について（依頼）

以 上



国土企第42号
平成30年12月6日

日本行政書士会連合会
会長 遠田 和夫 様

国土交通省 土地・建設産業局 企画課長



国土利用計画法に基づく事後届出制の周知徹底等について（依頼）

貴会におかれましては、平素より土地関係施策の円滑な執行にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に基づく事後届出制の周知徹底等については、平成20年9月19日付け国土利第46号で依頼させていただいたところでございます。

今年度におきましても、引き続き、各都道府県行政書士会員に対して周知をお願いしたく、先日、事後届出制に係るポスター及びリーフレットを送付させていただいたところです。

なお、国土交通省ホームページにも、同制度について掲載しており、そこから当該ポスター及びリーフレットをダウンロードすることが可能となっておりますので、ご活用いただければ幸いです。

今後とも、国土利用計画法に基づく事後届出制の適切な運用について、より一層のご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○土地取引規制制度に係る国土交通省ホームページ URL

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo_tk2_000019.html